

法令等の、その立法の精神による、適切且つ確実な実行や執行に日々努められている、県及び県動物愛護センターの各種事業の推進に感謝申し上げます。

さて、今般下記の事態における、貴センターによる施策措置について、いくつかの疑義が寄せられています。県と、動物愛護管理法などの適切な実行あるいは執行の所管よりご教示をお願いいたします。

記

県所管の該当法令執行業務により、同センターが県民に対して行う、極めて強い措置の事項について

従前より、国の旧所管内文書に記載された、ノネコの定義の見直し、昭和48年、動物保護管理法（旧法・略称）施行後の懸案事項だったことは周知の通りです。また近年の生物多様性国家戦略の事態をうけて、さらにノネコの定義見直しも試みられています。

動物保護管理法は、人の保護あるいは管理の及ばないねこの発生抑止も目的とされていました。しかし、全国的な同法の実行不作為により、県にも人の保護あるいは管理の及ばないねこの発生があるとされています。

また、平成12年に同法の改正にいたり、県内の住環境のねこは、人の所有あるいは占有の如何に関わらず、同法による愛護動物とされたところであります。

生物多様性における環境保全の位置付けから、人を侵害あるいは侵害する恐れのある動植物などの発生を、あらかじめ防ぐことも法令順守の行政措置といわれ始めました。

また、憲法にすら抵触の恐れのある、行政の法を超えた措置と同様に、法令等の遵法の精神を思い、行う国民を守り、かばうことも行政の努めと認識しております。

また、既に発生した徘徊するねこの、適切な保護や管理作業を、限られた一部の県民の居宅において実行する旨の強い指導は、該当の一部の県民の財産権利への侵害や、身体等への侵害を増長するものと思われ、行政施策における、公平な公益性に配慮されるべき事態と考えられます。

疑義教示のお願い

1) 行政は、法令等に基づいて、措置等を実行あるいは執行するものとの認識です。県および県動物愛護センターは、人の住環境にいる、人の保護あるいは管理の及ばないねこを、野生動物と呼称することを、強く指導し、措置としています。県独自の裁量を行使するとしても、住環境の愛護動物のねこを、野生動物と呼称する事態に、強い疑義が生じています。

人の住環境にいる、人の保護あるいは管理の及ばないねこを、野生動物と呼称できる、法的な根拠を教えてください。

2) 行政は、法令順守の県民の行いを守り、かばう努めもあるものとの認識しています。行政の実行あるいは執行不作為により発生した、人の保護あるいは管理の及ばないねこに関わり、法によるところの、ねこにも命あるものと鑑みて心配りし、思い行う県民の、法令順守の行為（注釈：野良猫への「保護・手術・返還」のプログラムを、給仕給水などの技術を用いて行う事態など。）を、肯定も否定もできないと表明する、県及び所管における、表明の根拠法令などを、具体的に教えてください。

住民の合意形成のもと、地域環境の保全を目的に、住民より提起される、愛護動物のねこに起因する環境侵害の抑止計画に対して、県及び所管からの合意の得られない、法令による具体的で適切な根拠です。

3) 行政は、法により、県民に対して、県民の公平な公益性に基づいた公共サービスも提供できるものとの認識しています。公共サービスとは裏腹な、行政の実行あるいは執行不作為により発生した、人の保護あるいは管理の及ばないねこに関わり、法によるところの、ねこにも命あるものと鑑みて心配りし、思い行う県民の中の、極めて限られた県民に対して、ねこの生涯の保護や管理に関わる（注釈：野良猫をお家に連れ帰る行政指導）、財産権利への侵害や、身体等への侵害を強く求める施策措置の行える遵法の根拠法令などを、具体的に教えてください。

4) また、前3項に関連し、県や所管の求める、財産権利への侵害や、身体等への侵害に、限られた一部の県民が応じられない場合には、法によるところの、ねこにも命あるものと鑑みて心配りし、思い行う県民の、法令順守の行い、県や所管が極めて強く制止できる遵法の根拠法令などを、具体的に教えてください。（注釈：野良猫に関わる生活環境侵害抑止を行わず「無視するべき」とする強い指導）

以上、県あるいは県の所管より既に表明されている4点について、具体的な根拠法令などに従い、教えていただきたくお願い申し上げます。

国内各地の地方自治において、人の保護あるいは管理の及ばない愛護動物のねこに関わる、具体的な施策措置の実行されている事態をうけて、県および所管の実行できないとする根拠法令等のある場合には、具体的な法令などを広く公開し、県民に限らず、国民への周知や合意形成と、さらなる法令順守の事態の改善に努めるためです。